<1. 一般コミュニティ助成事業>

対象となる団体	対象とならない団体
	・市(区)町村全域や市外を対象とするイベ
	ントのために組織された団体
	│ │・商業振興を目的とした活動を行っている団
	体(商工会等)
対象となるもの	対象とならないもの
対象となるもの ・建築物に該当しない東屋等(自治体の建築主事等の証明書を添付すること) ・基礎工事の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等(基礎工事、アンカー工事等によって敷地に固定しないもので、かつ今回整備した備品の保管場所として使用する場合に限る) ・ゴミ集積所(基礎工事、アンカー工事を伴うものは対象外)	対象とならないもの ・観光目的や教育(学校)行事目的に整備するもの ・個人の利用に留まるもの ・各戸へ配布するもの ・広場の砂場や遊歩道等の整備 ・建物と実質一体とみなせるもの(トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等) ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品(太鼓、提灯、幟、法被等)・防災目的の備品 ・地域性のない楽器類(軽音楽器、ピアノ等)・自転車 ・動力の付いた屋台、山車等 ・車両に搭載する目的の備品(無線機等)・防犯カメラ・水車 ・PCアプリケーションソフト(パソコンと一体となっているものは対象とする)・ホタル等の育成に関する設備、備品・一般調理器具(食器、包丁、箸等)・医薬品・照明器具等のうち、電球のみの整備
	・銃・刀剣類(模造品含む)
	・電力申請費等の申請に要する費用